

- ▶省エネ法改正により、特定事業者、特定連鎖化事業者は、事業の実施を統括管理する『エネルギー管理統括者』、及びその補佐を行う『エネルギー管理企画推進者』を選任することが必要。
- ▶また、エネルギー管理指定工場等については、現行省エネ法と同じくエネルギー管理者又はエネルギー管理員を選任することが必要。

エネルギー管理統括者

条件：法律上「事業の実施を統括管理する者」（役員クラスを想定）をもって充てるとされており、事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者

役割：①経営的視点を踏まえた取組の推進
②中長期計画のとりまとめ
③現場管理に係る企画立案、実務の実施

エネルギー管理企画推進者

条件： エネルギー管理講習修了者 又は
エネルギー管理士の資格を有している者
役割： エネルギー管理統括者の職務を実務面から支えること

エネルギー管理者及びエネルギー管理員

条件： 現行省エネ法どおり。
役割： 現行法に引き続き、エネルギー管理指定工場等の現場におけるエネルギー管理を実施し、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者と連携しつつ、経営判断に基づく組織的な取組を実施することにより、事業者全体として効率的かつ効果的な省エネルギー対策を図ること

原則として、これらの役職を同一人物が複数兼任することや、他事業者に外部委託することを認めていないが、条件を満たし、かつ、経済産業局が承認した場合に限り行うことができる。

【条件については、1. ~8. 参照】

承認基準の概要

エネルギー管理統括者などの『兼任』及び『外部委託』は、一定の条件を満たし、かつ、経済産業局が承認した場合に限り行うことができる。

| | 自社の者を兼任 | 外部委託 | |
|--------------|-----------------------------------|---|--|
| | | 兼任あり (複数の特定事業者から選任) | 兼任なし (1の特定事業者からのみ選任) |
| エネルギー管理統括者 | × | 特別目的事業体※が特定事業者である場合のみ複数の兼任による外部委託可 【3. ~4. 参照】 | 個人又は特別目的事業体が特定事業者である場合のみ外部委託可 【6. 参照】 |
| エネルギー管理企画推進者 | 自社の「エネルギー管理者・管理員」との兼任可 【1. 参照】 | | 外部委託可 【7. ~8. 参照】 |
| エネルギー管理者・管理員 | 自社の「エネルギー管理企画推進者」との兼任可 【2. 参照】 | 同一敷地又は隣接し、かつ、管理が一体的である工場等の場合のみ兼任による外部委託可 【5. 参照】 | |

※1 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む不動産投資法人、合同会社等の事業体をいう。以下同じ。

※2 提出書類の作成・提出は原則として自社が行うものである。エネルギー管理者(員)等の外部委託を行う場合には、行政書士法の規定を遵守。

8. エネルギー管理者・管理員の外部委託に関する承認基準

特定事業者Aのエネルギー管理者又は管理員をBに外部委託しようとする場合

特定事業者 A 工場(事業所)

※特定連鎖化事業者のケースも含む



承認基準3. 及び4.

エネルギー管理者
エネルギー管理員

【条件1】

- ① 組織的な取組み
- ② AB間で以下の事項に関し契約書を締結
 - ・業務内容(法で定める事項)
 - ・外部委託する者Bの特定
 - ・Bによる職務遂行と業務報告
 - ・Aによる業務結果の確認と業務報告の保存
 - ・Aによる、Bからの意見に対する尊重
 - ・Aの従業員による、Bからの指示に対する遵守
- ③ Aが経済産業局へ契約書の写しを提出

外部の者 B



【条件2】

- ① エネルギー管理統括者、企画推進者、管理者又は管理員に選任されていない

【条件3】

- ① エネルギー管理者の場合
→エネルギー管理士
- ② エネルギー管理員の場合
→エネルギー管理士又はエネルギー管理講習修了者